

人材紹介契約書

医療法人 〇〇〇〇（以下「甲」という）と MMC（以下「乙」という）とは、甲の求める人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 （業務内容）

乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。

- （１） 甲の求人に対する適切な求職者の紹介
- （２） 前号に付帯する相談、助言、人材の開拓や調査

第2条 （人材紹介手数料）

- １． 甲は、乙が紹介した求職者の採用を決定した時は、乙が行ったサービスに対する報酬として次の定める人材紹介手数料を乙に支払う。尚、雇用契約期間の有無に関わらず２年目以降の更新手数料は発生しないものとする。
 - （１） 常勤者の場合、甲が採用決定した求職者（以下「採用決定者」という）の通勤手当を除く諸手当及び賞与を含んだ、初年度年収の２０％に相当する人材紹介手数料に消費税を加算した金額を乙に支払う。
 - （２） 非常勤者の場合、１年を５２週と計算し採用決定者の通勤手当を除く諸手当を含んだ初年度年収の２０％に相当する人材紹介手数料に消費税を加算した金額を乙に支払う。
- ２． 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、求人内容その他の事情を踏まえ、必要があると認められる場合、甲乙協議のうえ人材紹介手数料を別に定めることができる。

第3条 （人材紹介手数料の支払い方法）

乙は、前条第1項に基づき算定された人材紹介手数料を、採用決定者が入職した際に、甲に請求書を発行する。甲は、請求書発行月の月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第4条 （人材紹介手数料の返還）

乙は、採用決定者が甲への入職後３ヶ月以内に、本人の都合による退職または本人の責に帰すべき事由による解雇により雇用契約を終了したときは、受領した人材紹介手数料から次に定める金額を甲に返戻する。

但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

- | | |
|--------------------------|------|
| （１） 入職後１ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | １００％ |
| （２） 入職後３ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | ５０％ |
| （３） 入職後６ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | ２０％ |
| （４） 入職日令和〇〇年〇〇月〇〇日 | |

第5条 （守秘義務）

甲及び乙は本契約に関し、本契約期間中及び終了後を問わず、相手方から知り得た情報を一切外部に漏らしてはならない。但し、甲または乙の責によらず公知になった相手方情報についてはこの限りではない。

第6条 （有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結の日から１年間とする。但し、期間満了１ヶ月前までに甲乙いずれかより契約終了の通知が無い限り、引き続き同期間自動更新され、以後も同様とする。

第7条 （協議事項）

本契約に定めない事項に関しては、その都度、甲乙は誠意をもって協議のうえ別途定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自１通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）

（乙） 埼玉県さいたま市北区宮原町1-855-2 9-409
M M C
代表 山本敏雄

